

## 入札依頼書

会議用テーブル及びイス、チェアポーターの購入にかかる業者を募集します。次の要領でご参加ください。

### 記

- 1 入札案件名称 会議用テーブル及びイス、チェアポーター購入
- 2 入札（見積）内容 別紙仕様書のとおり
- 3 納入期限 別紙仕様書のとおり
- 4 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令167条の4の規定に該当しない者。
  - (2) 大阪市の入札参加資格者名簿に登録していること。また、登録している者でも入札日現在、指名停止措置の対象でない者。
  - (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
  - (4) 国及びその期間並びに大阪府、大阪市、本会において入札停止処分を受けて2年間を経過する者。
  - (5) その他入札参加に不相当と認められる者でないこと。
- 5 応募手続及び選定方法
  - (1) 入札参加  
入札参加申込書を令和5年11月27日（月）～12月11日（月）正午までに本会へ持参、郵送、メールにて提出ください。
  - (2) 見積提出  
令和5年12月12日（火）～12月25日（月）正午（必着）まで本会へ持参、郵送にて提出してください。
  - (2) 入札日時  
令和5年12月25日（月）午後1時  
※立ち合いの必要はありません。  
入札結果はメールでお知らせします。
  - (3) 選定方法  
入札金額（総額）が最も低い業者を落札業者とする。
- 6 その他事項
  - (1) 入札の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請書の負担とする。
  - (2) 参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、参加資格を有しないものとした入札とみなし無効とする。
  - (3) 落札後、契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除要綱に基づく入札等除

外措置を受けた時は、契約の締結を行わないものとする。

- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは契約の解除を行う場合がある。

7 問い合わせ先

社会福祉法人 大阪市西淀川区社会福祉協議会（担当：長谷川安伸）

所在地 大阪市西淀川区千舟2丁目7番7号

電話 06-6478-2941

FAX 06-6478-2945

メール ny-tikatsu@tenor.ocn.me.jp